

# 再被害防止のための刑事施設等との連携及び再被害防止 対象者への関連情報の教示要領について

(平成13年9月26日甲通達刑企ほか第65号)

本通達は、「再被害防止要綱の制定について」(平成13年甲通達刑企ほか第64号)により、別に定めるとしている刑事施設等(検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所をいう。)との連携及び被害者等への関連情報の教示について定めたものである。

本通達の項目は、

## 1 刑事施設等との連携

釈放事実等の照会

釈放等に関する情報の通報要請

刑事施設等からの加害のおそれ等を示す情報の通報

帰住先管轄保護観察所への加害者の特異動向の通報

## 2 再被害防止対象者への関連情報の教示

関連情報の教示の基準

教示に当たっての配意事項

である。